

令和3年度 五ヶ瀬川学識者懇談会

五ヶ瀬川学識者懇談会について

令和3年11月19日

国土交通省 延岡河川国道事務所

五ヶ瀬川学識者懇談会の目的

1. **整備計画内容の点検を継続的に実施**する。
 - 流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - 事業の進捗状況及び見直し
 - 河川整備に関する新たな視点（流域治水プロジェクト等）など
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に
変更原案に対して意見を伺う
3. 内容の点検の中において、**一定期間(5年)経過した事業や再評価の実施の必要が生じた場合等に実施する事業再評価(継続や見直し等)**や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての審議を行う

事業評価の目的と懇談会の位置付け

1. 事業評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じ、その見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 事後評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じ、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

3. 事業評価監視委員会事業評価の実施

主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

4. 懇談会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

これまでの経緯と今回の懇談会について

五ヶ瀬川水系河川整備基本方針 策定(平成16年1月)



五ヶ瀬川水系流域委員会の開催(平成16年4月～平成20年2月で13回)

【学識者、地域住民意見等の集約・反映】
【知事意見・関係省庁等の意見の反映】



五ヶ瀬川水系河川整備計画 策定(平成20年2月)

平成28年 五ヶ瀬川学識者懇談会

前回

- ✓ 河川整備計画の点検
- ✓ 五ヶ瀬川直轄河川改修事業における事業再評価
- ✓ 五ヶ瀬川総合水系環境整備事業における事業再評価

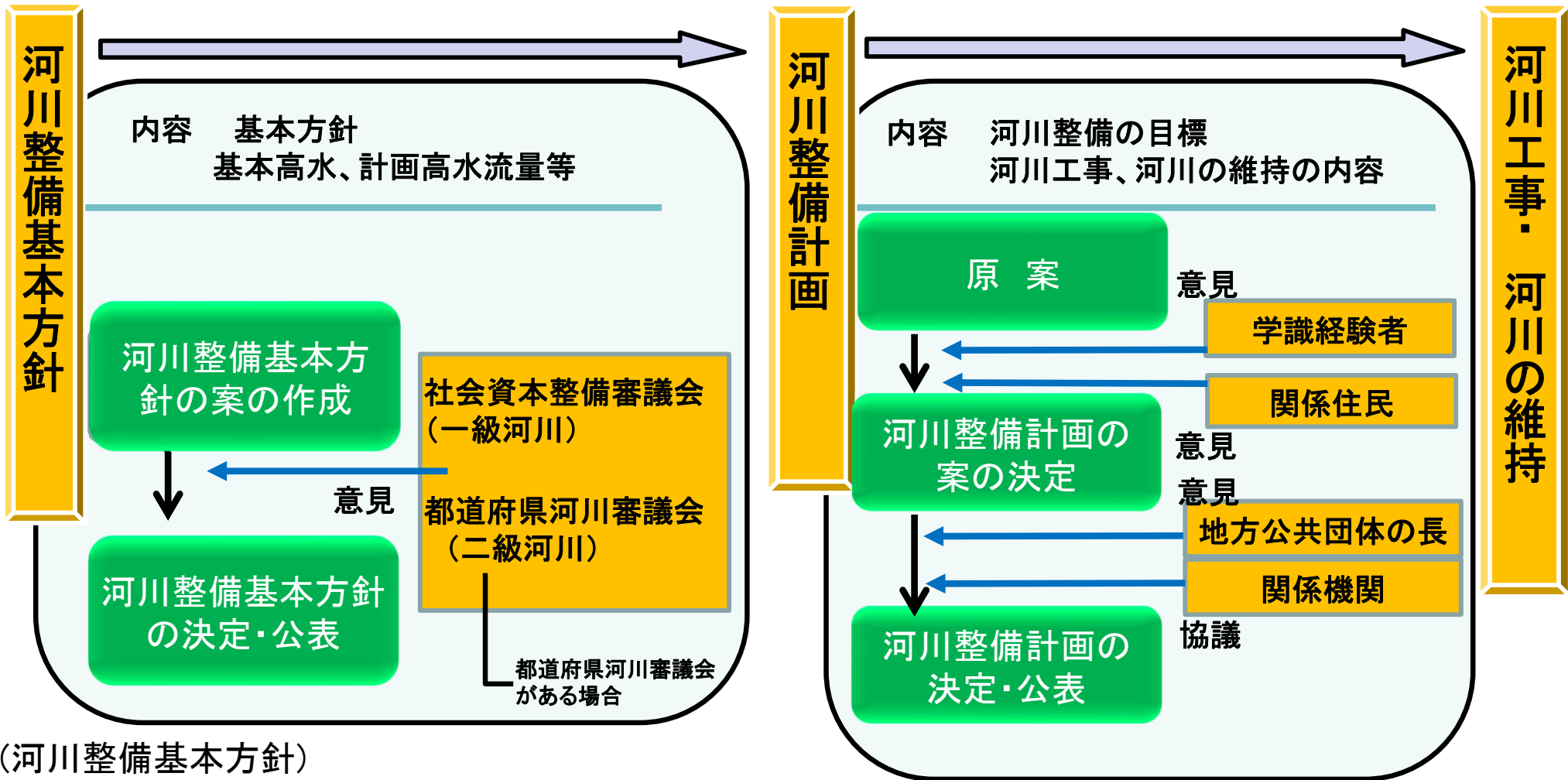
令和3年 五ヶ瀬川学識者懇談会

今回

- ✓ 河川整備計画の点検
- ✓ 五ヶ瀬川直轄河川改修事業における事業再評価
- ✓ 五ヶ瀬川総合水系環境整備事業における事業再評価

河川整備基本方針と河川整備計画について

参考



(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。